

一般社団法人海老名市地域公共交通協議会

定 款

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人海老名市地域公共交通協議会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、活性化法第5条第1項に規定する計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の推進を図るため次の事業を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要なこと。

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を神奈川県海老名市勝瀬175番地の1に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

(経費の負担)

第6条 当法人に係る経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金にかかる負担者及び負担割合は、理事会の決議により定める。

第2章 社員

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

(1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(2) 死亡又は解散

(3) 総社員の同意

(4) 除名

2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第11条 当法人の社員総会は、法人法に規定する事項及び計画に係る事業に関する以下の各号に定める事項について決定する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) その他当法人の運営に関する重要な事項に関すること。

(招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(議決権の数)

第15条 社員は、各一個の議決権を有する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、当法人の社員又は社員が所属する法人の従業員若しくは自治会の会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(理事の員数)

第20条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第21条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第22条 当法人の監事の員数は、2名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第23条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第24条 当法人に理事長1名、副理事長2名を置く。理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 理事長は、法人法上の代表理事とする。

3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故又は支障があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第27条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項に定める理事及び監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第29条 理事会は、法人法に規定する事項及び計画に関する以下の事項を決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項の執行
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項の執行
- (3) その他当法人の運営に当たり必要な職務の執行

(招集)

第30条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第31条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第35条 理事長及び副理事長は、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第36条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第38条 理事長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第39条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第7章 財産の移管

(財産の移管)

第41条 当法人は、第2条に規定する事業の完了後、あらかじめ別に定める協定により取得財産等を当該財産の管理を行うこととされた者に移管するものとする。この場合において、取得財産等にかかる一切の権利義務は、移管を受けた者が継承するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権

の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が解散したときは、その残余財産は国又は海老名市に帰属する。

第9章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県海老名市杉久保北四丁目15番8号

伊藤 龍紀

神奈川県海老名市本郷1195番地

濱田 望

神奈川県茅ヶ崎市萩園1734番地4

杉本 法広

神奈川県横浜市都筑区東山田町832番地5

金城 正浩

神奈川県海老名市杉久保南四丁目33番23号

柳田 信英

神奈川県横浜市旭区中希望が丘52番地

中田 裕之

(設立時の役員)

第46条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 伊藤 龍紀

設立時理事 濱田 望

設立時理事 杉本 法広

設立時理事 金城 正浩

設立時監事 柳田 信英

設立時監事 中田 裕之

(設立時の代表理事)

第47条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

神奈川県海老名市杉久保北四丁目15番8号

設立時代表理事 伊藤 龍紀

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令及び当法人の規約の定めるところによる。